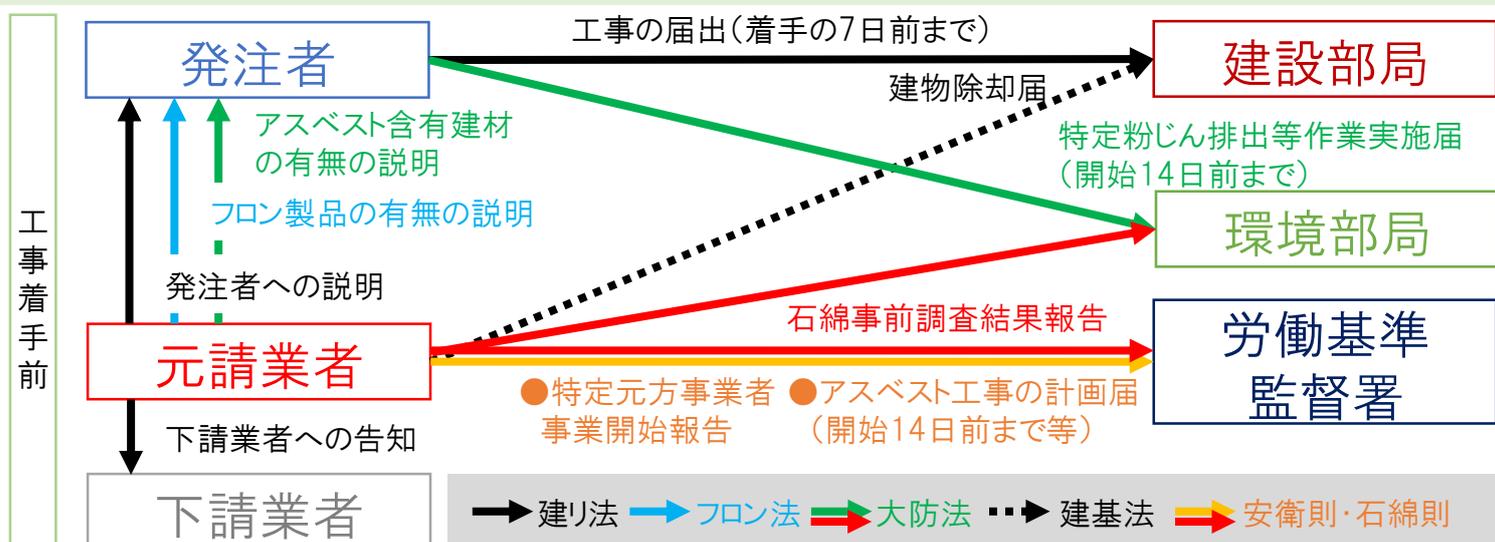


建築物の解体工事現場等における 全国一斉パトロール等を実施します

建設リサイクル法に基づく分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保のため、毎年2回（6月と10月）、パトロールを実施しています。

パトロールにあたっては、フロン排出抑制法の改正（R2.4施行）や大気汚染防止法改正による石綿の飛散防止対策強化（R3.4施行）、石綿障害予防規則の改正（R3.4施行）等を踏まえ、環境部局、労働基準監督署と共同で取組を行います。

なお、建物の解体工事に必要な主な手続きは以下のとおりです（工事の規模によっては、不要な手続きもあります）。



※家具・家電等残置物は、工事前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき、適正処理

□標識等の掲示

- 建設業の許可票 又は 解体工事業者登録票
- 建築物の解体等の作業に関するお知らせ(石綿あり/なし等、作業内容等)

□技術管理者等の配置

- 足場の組立て等作業主任者など現場に応じた適切な技術管理者等の配置
- 石綿作業主任者の常駐 (石綿含有建材があった場合)

□分別解体等の実施

- 1 内装解体(原則、手壊し)
- 2 屋根ふき材の取り外し(原則、手壊し)
- 3 外装材、上部構造部分の取り壊し ※石綿作業基準の遵守
- 4 基礎の取り壊し

□分別して管理・搬送・

特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

完了後 □元請業者による再資源化等の完了に関する記録の作成

- 元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告



昨年度のパトロール状況

～97th 喜多方建設事務所の歴史～

喜多方建設事務所は、大正14年に若松土木監督所の管轄区域の分割により、喜多方市寺町南5018(現在職員公舎建設地)に前身である喜多方土木監督所が設置されて以来、97年経過しました。昭和53年11月、喜多方合同庁舎の完成により、現在地に移転しました。

福島県喜多方建設事務所

〒966-0901

福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3

TEL 0241-24-5706 (建築住宅課)